

遠隔医療設備整備費補助金交付要綱

制 定 令和 5 年 3 月 14 日付け医政第 2202 号
一部改正 令和 7 年 12 月 12 日付け医政第 1218 号

(目的)

第 1 情報通信技術を応用した遠隔医療を実施し、本県における医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保するため、地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱（平成 13 年 4 月 26 日医政発第 484 号厚生労働省医政局長通知別紙）に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 117 号厚生事務次官通知別添）、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第 1 のとおりとする。

(交付決定の下限)

第 3 第 2 により 1 か所につき算出された補助額が、別表第 1 に定める下限額に満たない場合は、交付決定を行わないものとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第 4 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、規則第 5 条に定める補助金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第 5 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

(財産の管理)

第 6 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得等財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分に係る制限の期間)

第 7 規則第 19 条第 1 項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平

成 20 年 7 月 11 日付け厚生労働省告示第 384 号)) が経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(立入検査)

第 8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができる旨の条件を付さなければならぬ。

(書類の整備等)

第 9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が 5 年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第 10 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 7 号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第 11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

(その他)

第 12 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和7年12月12日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2関係）

補助対象経費	基準額	補助額	下限額
遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	<p>1か所当たり、次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 遠隔病理診断 ア 支援側医療機関 4,598千円 イ 依頼側医療機関 14,198千円</p> <p>(2) 遠隔画像診断及び助言 ア 支援側医療機関 16,390千円 イ 依頼側医療機関 14,855千円</p> <p>(3) 遠隔手術指導 5,580千円</p> <p>(4) オンライン診療装置 2,660千円</p>	<p>ア 基準額と補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じた額を補助額とする。</p>	1か所につき 150千円

別表第2（第11関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	<p>1 遠隔医療設備整備費補助金交付申請書</p> <p>2 遠隔医療設備整備費補助金所要額調書</p> <p>3 遠隔医療設備整備事業計画書</p> <p>4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	別に定める。
規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	<p>1 遠隔医療設備整備事業変更(中止・廃止)承認申請書</p> <p>2 遠隔医療設備整備費補助金所要額調書</p> <p>3 遠隔医療設備整備事業計画書</p> <p>4 その他知事が必要と認める書類</p>	<p>第4号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	変更(中止、廃止)の理由が生じた日から10日以内

規則第13条 第1項の規定による書類	1 遠隔医療設備整備費補助金実績報告書	第5号	1部	当該事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
	2 遠隔医療設備整備費補助金精算額調書	第2号	1部	
	3 遠隔医療設備整備事業実績書	第3号	1部	
	4 遠隔医療設備整備費補助金請求書	第6号	1部	
	5 添付書類			
	(1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書		1部	
	(2) その他知事が必要と認める書類		1部	